

後期高齢者医療保険

●後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます

現在の被保険者証(水色)の有効期限は7月31日(土)です。

8月1日(日)から使用できる被保険者証(紫色)の有効期限は、令和4年7月31日(日)までの1年間です。7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受

け取ってもらうことがあります。

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい被保険者証(紫色)を窓口で提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証(紫色)が届かない場合は、市民課保険係へ問い合わせください。

●限度額適用(標準負担額減額)認定証が更新されます

現在使用中の、限度額適用(標準負担額減額)認定証の有効期限は、7月31日(土)です。

認定証をすでに持っている人で令和3年度の負担区分(※3)が「現役並み所得者Ⅲ」または「一般」以外の人には、8月1日(日)からの新しい認定証を、被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。



限度額適用(標準負担額減額)認定証とは

下表の区分が「現役並み所得者Ⅲ」もしくは「一般」以外の人には、入院または高額な外来診療を受けるときに、認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担額は限度額までとなり、入院時の食事・居住費の負担も減額されることがあります。なお、新たに認定証の交付を希望する場合は申請手続きが必要です。

[申請に必要なもの]

- 被保険者証(保険証)など

○自己負担限度額(月額)など(※3)

負担区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	多数該当(※4)	食事代の軽減
現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	なし
現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	なし
現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	なし
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円	44,400円 (入院代のみ)	なし
区分Ⅱ	8,000円	24,600円	—	あり
区分Ⅰ		15,000円	—	あり

(※4)過去12か月で3回以上払い戻しを受けた場合の4回目以降の負担額

後期高齢者医療保険料の納付相談
被保険者証(保険証)・各種手続きについての問い合わせ
市民課保険係⑩番窓口 ☎85-7139

●令和3年度の保険料額決定通知を郵送します

令和2年中の所得が確定したことにより、令和3年度の後期高齢者医療保険料が決定しました。被保険者(加入者)のみなさんへ「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月上旬に郵送します。

●保険料の計算方法

均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	+	所得割額 (所得に応じて負担)	=	保険料(年額)
55,687円 世帯の所得に応じて 軽減措置があります		[総所得金額等 - 基礎控除額] (※) × 10.77% (所得割率)		均等割額と 所得割額の合計 最高限度額64万円 10円未満切り捨て

※基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円です。2,400万円を超える場合は異なります。

●保険料の軽減措置

○均等割額の軽減

保険料のうち「均等割額」は、下表のとおり所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置があります。

○軽減特例の廃止について

令和2年度まで特例により緩和されていた7.75割軽減は、令和3年度から本則どおりの7割軽減になります。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)令和3年度	同一世帯内の被保険者と世帯主の 軽減対象所得金額(※1)の合計額
7割軽減	16,706円	[43万円(基礎控除額)] + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) (※2)以下
5割軽減	27,843円	[43万円(基礎控除額)] + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) (※2)以下
2割軽減	44,549円	[43万円(基礎控除額)] + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) (※2)以下

(※1)軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額などと同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は「公的年金収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除額15万円」となります。

(※2)下線部の計算式は、以下の①②のいずれかに該当する場合に適用されます。

①同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得【給与収入55万円超】を有する場合。

②同一世帯内の被保険者または世帯主が、公的年金などの所得【公的年金等収入60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上)】を有する場合。

○社会保険の被扶養者であった人の 保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」であった人は、制度加入後2年間に限り被保険者均等割額が5割軽減となります。

軽減割合	軽減後の保険料 (年額)
5割軽減 所得割額はかかりません	27,843円